

平成 30 年 5 月吉日

## 「後見制度支援預金」の取扱い開始について

平素は格別なるご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

当組合は、平成 30 年 6 月 1 日（金）より「後見制度支援預金」の取扱いを開始致します。

「後見制度支援預金」は、後見制度（成年後見及び未成年後見）をご利用の方の預貯金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭を、家庭裁判所の「指示書」に基づき管理するための口座です。

「後見制度支援預金」の概要は、下記の通りです。

### 記

1. 名 称 後見制度支援預金
2. 取扱開始日 平成 30 年 6 月 1 日（金）
3. 利用対象者 家庭裁判所にて後見開始（成年後見及び未成年後見）の審判及び、家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方

[対象の家庭裁判所]

東京家庭裁判所（本庁）

※立川支部は取扱い準備中につき、開始日が決定しだいお知らせいたします。

4. 主な特徴
  - ・家庭裁判所の指示書に基づいて取引を行います。
  - ・本預金は普通預金として取扱います。
  - ・利率は毎日の店頭に表示する普通預金利率（変動金利）+0.2%の利率を適用します。  
※無利息型（0%）には、利息はつきません。
  - ・キャッシュカードはご利用いただけません。また、インターネットバンキング等の各種付帯サービスもご利用いただけません。
  - ・マル優、総合口座はご利用いただけません。

5. 当組合取扱店舗 東京都内 6 店舗

本店営業部、五反田支店、上野支店、立川支店、亀戸支店、池袋支店

※詳しくは、窓口または担当者にお問い合わせいただくか、店頭にて備え付けの商品概要説明書をご覧ください。